

## 注 記 事 項

### 1. 重要な会計方針

#### 1. 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

#### 2. 減価償却の会計処理方法

##### (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	5～50年
機 械 装 置	2～13年
工具器具備品	2～15年

また、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第86)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、耐用年数は、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(2～5年)に基づいております。

#### 3. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付については財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、自己都合退職金要支給額に基づき計上しております。

#### 4. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

##### (1) 国有資産の無償使用の機会費用の計算方法

対象資産等の年間償却費相当額に維持管理費を勘案し計算しております。

##### (2) 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

国債の利回りを参考に計算しております。

#### 5. リース取引の処理方法

リース料総額が3百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が3百万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 6. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式を採用しております。

## 重要な会計方針の変更

当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解」(独立行政法人会計基準研究会等平成17年6月29日))を適用しております。

これにより、行政サービス実施コストが 4,520,050円増加致しました。

## 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

## 重要な後発事象

該当事項はありません。

## 貸借対照表関係

1. 運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額  
4,565,568,959 円

2. 減損の認識

- (1)減損を認識した固定資産の概要

資産種類	電話加入権
数量	80回線
帳簿価額	5,758,000 円

- (2)減損の認識に至った経緯

市場価格が帳簿価格の50%以上下落しており、市場価格の回復が見込まれないため減損を認識することとしました。

- (3)減損額の内訳

減損額は資本剰余金の控除項目として計上しております。

損益外減損損失累計額 4,520,050 円

- (4)回収可能サービス価額の算定方法

使用価値相当額を採用しており、再調達価額を基に算定しております。

## キャッシュ・フロー計算書関係

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	4,896,350,341 円
定期預金	62,489,197
資金期末残高	4,833,861,144

## 2. 重要な非資金取引

### (1) 寄付受入による資産の取得

工具器具備品	186,254,720 円
ソフトウェア	15,358,350
合 計	201,613,070

### (2) ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品	977,112,627 円
ソフトウェア	4,809,000
合 計	981,921,627

## 行政サービス実施コスト計算書関係

政府出資等の機会費用の計算に使用した利率は、10年利付国債の平成19年3月末利回りを参考に1.65%で計算しております。

## 積立金の国庫納付等

前中期目標期間最終年度の積立金の期末残高は3,722,833,682円であり、これから前中期目標期間の最終年度の未処理損失63,148,563円を差し引くと、積立金は3,659,685,119円となります。この積立金3,659,685,119円のうち、当中期目標期間の業務の財源として繰越の承認を受けた額は1,265,096,807円であり、差し引き2,394,588,312円については国庫に納付しております。